

新しいポイント還元制度 「マイナポイント」が始まる

9月から、マイナンバーカードを活用した消費活性化策「マイナポイント」が始まります。ポイントを受け取るためには、マイナンバーカードの取得が必要です。まだ持っていない場合は、この機会に取得しておく、今後展開されるマイナンバーカードの新たな活用法にも対応できるようになります。

マイナンバーカードで 経理事務が省力化される

「自宅にいながら申請でき、早く給付金を受け取れる」ことから、特別定額給付金のオンライン申請を目的にマイナンバーカードの取得は急増しましたが、普及率は決して高くありません。しかし今後、このようなマイナンバーカードを活用したオンラインによる手続きがますます広がります。

本年10月以降には、年末調整手続きの電子化が予定されています。マイナポータル（マイナンバーカードでログインするポータルサイト）を活用することで、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書への自動入力が可能となります。従業員にとっては、控除証明書等の内容を控除申告書に手作業で入力する手間が省け、経理担当者にとっては検算等の作業が簡素化され、書類の保管も不要

（データで保存）になります。

来年1月以降には所得税確定申告でも、控除証明書等の一括取得ができるようになる予定です。

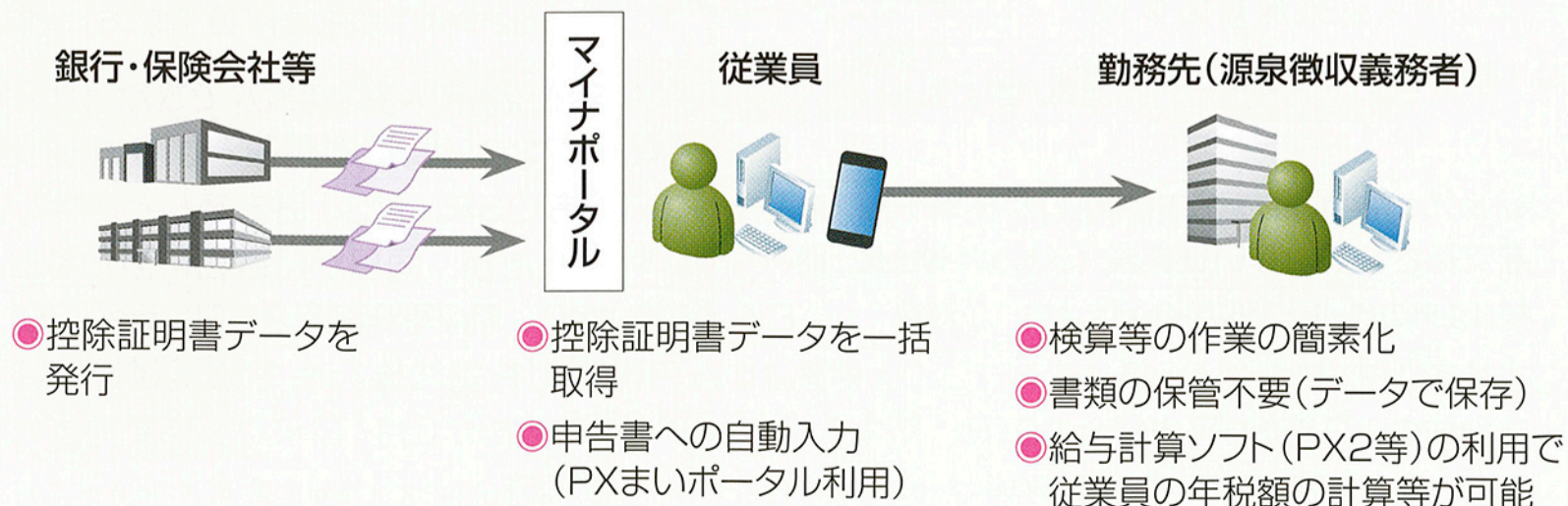
来年3月以降には、マイナンバーカードが健康保険証としても利用可能になる予定です。

年末調整手続きの電子化については当事務所にご相談ください。

マイナポイントで 最大5,000円分のポイントを付与

マイナンバーカードを活用したポイント付与制度「マイナポイント」も9月から始まります。本年9月から令和3年3月末の間に、自分で選択したキャッシュレス決済でチャージ又は買い物をすることで、チャージ額又は購入額の25%（上限5,000円分）が当該決済サービスのポイントに付与されます。

図表 年末調整電子化のイメージ

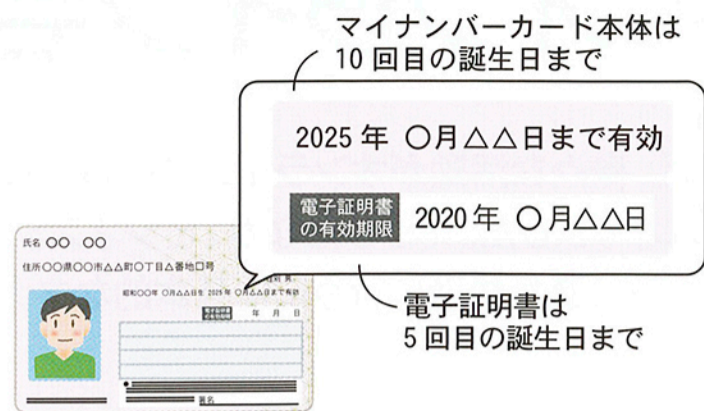


なお、マイナポイント事業では、小売店等
は加盟店登録等の対応は必要ありません。

マイナンバーカードには 有効期限がある!

(1) 交付開始直後に取得した人は注意!

マイナンバーカードの有効期限は発行から
10回目(20歳未満は5回目)の誕生日まで、署
名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書
は、発行から5回目の誕生日までです。本年
はマイナンバーカードの交付が開始されてか
ら5年目の年なので、交付開始直後にマイナ
ンバーカードを取得した人は、電子証明書の



有効期限を確認しておきましょう。

(2) 電子証明書搭載の有無にも注意!

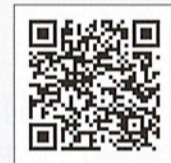
取得時から電子証明書が無効になっている
場合があることにも注意が必要です。マイナ
ンバーカードの申請時に、2種類の電子証明
書について「搭載を希望しない」としていた
場合は、電子証明書が無効になっています。

マイナポイント取得までの手順

STEP① マイナンバーカードの取得は早めに

マイナンバーカードの取得には、通常、申請から交付までは1か月程度かか
りますが、マイナポイントの利用時期が近づくと、申請が混み合い、発行に時間か
かかると予想されます。早めに申請しておきましょう。

申請方法は
こちらから



STEP② マイキーIDの設定

マイキーIDとは、マイキープラットフォームにログイン
するためのIDで、マイナンバーとは別の文字列です。
マイナンバーカードの読み取りに対応したスマホ(「マイ
ナポイント」アプリをダウンロード)で設定することができま
す(パソコンの場合はICカードリーダーが必要)。申請時に設定
した利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)が必要に
なるので、事前に準備しておきましょう。

利用者証明用
電子証明書の
暗証番号(4桁)が
必要!



STEP③ 使用するキャッシュレス決済の登録

マイキーIDを設定し、マイキープラットフォームの利用者マイページにログインしたら、自分
が使用したいキャッシュレス決済サービス(クレジットカードや電子マネー等)を1つ選択し、利用
規約の確認や必要事項の入力等を行います。

これで準備は完了です。あとは9月から来年3月末の間に、選択したキャッ
シュレス決済サービスでチャージや買い物をすれば、マイナポイントが付与さ
れます。買い物時にマイナンバーカードは不要です。

※なお、STEP②③の手続きは、自治体窓口等に設置してある支援端末からも可能です。

※掲載したQRコードは、7月10日時点のものです。アドレスが変更になった場合はご容赦ください。

STEP②③の
詳細はこちらから

